

西宮市立中央病院の跡地にかかる地域懇談会設置要綱

(目的)

第1条 西宮市立中央病院（以下、中央病院）と兵庫県立西宮病院の統合再編に伴い、閉院する中央病院の跡地活用を検討するに際し、閉院に伴い地域の医療環境に及ぼす影響等について地域の住民や医療関係者等から幅広く意見を求めるため、「西宮市立中央病院の跡地にかかる地域懇談会」（以下「懇談会」という）を設置する。

(会議)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について会議する。

- (1) 現在の中央病院が地域において果たしている役割
- (2) 中央病院の閉院に伴う地域の医療環境への影響
- (3) 前各号に掲げるもののほか、留意すべき事項

(運営)

第3条 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 懇談会の庶務は中央病院 病院統合推進課が行う。
- 3 懇談会の議事を進行するため、委員の互選により座長を選任する。座長は、委員の承認を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。
- 4 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に懇談会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第4条 懇談会の会議は、これを公開する。ただし、西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号に規定する非公開情報と認められる事項を会議するときは、非公開とすることができる。

- 2 懇談会の傍聴に関して必要な事項は別に定める。
- 3 会議終了後、速やかに議事概要を作成し、公表する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月12日から施行する。